

実 施 項 目	実 施 状 況
輸送の安全に関する基本的方針	- 安全輸送の確保 輸送業に携わるものとして、「安全の確保が最も重要な使命」とであると自覚し、安全をすべてにおいて優先し、絶えず輸送の安全性向上に努めること - 法令・規則の遵守 公共の道路を使用して事業を営むものとして、法令・規則・社会規範を遵守し、すべてにおいて公正で健全な企業活動を行い、法令遵守は公私を問わず徹底し、違反行為は絶対に容認しないこと
輸送安全に関する目標及び達成状況	2024年度目標 重大事故の根絶及び構内、駐車場での単独・バック事故の防止のための確実な安全確認を実施する <達成状況> 自動車事故報告規則に基づく交通事故はありませんでした。 2025年度目標 ①重大事故の防止 ②後突事故含め前年実績の3割削減
自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	該当ありません
輸送の安全のために講じた措置と講じようとする措置	【講じた措置】 - 安全確認による運転事故防止 ①バック時の安全確認ルールとバック手順の徹底（4点確認） ②自社構内で実車を使用したバック手順の教育 ③構内、道路問わず異音や危険を感じたら車両を止めて目視で安全確認を指導 - 運転者安全研修の実施 トラックの構造や特性の理解と死角の重要性を実車にて研修 - 労災事故防止 ①テールゲートリフトに関する研修と作業時のヘルメット着帽 ②車両や階段等の昇降時は3点支持を指導 【講じようとする措置】 ①前年度の講じた措置の検証と継続 ②通信型ドラレコ、デジタコを活用し指導教育を実施
輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況	【研修】 ①新人ドライバー研修 ②事故惹起者研修 ③単独乗務1年経過者の添乗指導 ④外部講師による安全講習会
輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置	1. 1年に1回以上、運輸安全マネジメントの実施状況の点検と輸送の安全に関する内部監査を実施する 2. 改善すべき事項が認められた場合は、輸送の安全確保を最優先に方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる
安全統括管理者に関する情報	1. 役員会、店所長会議、研修等において、安全管理の現状と対策の要点を指示 2. 計画的な現場巡回と職場環境の改善を含め、未然防止対策を積極的に実施
行政処分について	ありません